

令和7年6月定例会 一般質問 福岡憲宏議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「道路状況」

○福岡憲宏 議長のお許しをいただいたので、一般質問を始めます。

久々の一般質問なんで、非常に緊張しております。また、本日は最終の一般質問になるのかなとは思いますが、内容が時間外労働の質問をさせていただきますので、時間延長ならないようにスムーズな答弁をよろしくお願いいたします。

私は、ほぼ毎朝地域の方々と共に見守り活動をさせていただいております。小学校までの付添いを楽しくさせていただいてるわけですが、ゆっくり歩くことで見えてくることもある。歩道の傷みであったりとか、以前よりも気になるようになってきました。ゆっくり歩いていると、市民の方々からたくさん行政のことについて、市政のことについて話されること、話しかけられることが多いです。

先日、市民さんから質問されたのですが、漢字を平仮名にすれば福祉が進み、平仮名を漢字にしたら福祉が後退するって発言されたんですかというふうに質問されたんですが、ちょっと僕は意味が分からなくて、自分で4月臨時議会の議事録を読み返したんですが、議事録にはそんな記載はどこにもありませんでした。私自身は、その中では言葉狩りをするつもりはないですよというふうに発言をさせていただいておりました。にもかかわらず、内容を誤解されている方がおられるみたいなので、質問の真意をもう一度ここで伝えさせていただきたいと思うんですが、ここではとにかく当事者の意見を聞いていただきたい、そのような思い、当事者のご意見を大切にしていきたい、そういう内容で私自身は質問をさせていただきました。本当に心に響く言葉って、経験された方であったり、当事者の言葉、そういったことはしっかりと心に響くなというふうに私は思っております。

先日、教育部の次長が挨拶の場で、この子らに世の光をではなく、この子らを世の光に、この「に」と「を」の場所の違いというのをお話をされておりました。この子らは、光を当てる対象ではないんだ、この子ら自身、当事者が社会の内側から新しい社会を形成していく主体であり、光輝く希望であると、こういった内容が伝わるすてきなスピーチでした。やはり経験されてる方、当事者の思いが籠もったお話というのは心に残るなというふうに思いました。さらに、教育長の熱い思いが職員にも伝わってるんだなというふうに思い、すばらしかったです。

さて、今回はまず大問1として、香芝市の道路状況の安全性についてお伺いしたいと思います。

車道の舗装修繕については、わだち割れ、ひび割れ、平たん性など調査を行い、計画的に

補修工事を実施していることを認識しております。歩道の舗装補修については、午前中、もう既に質問されて答弁されていたので、一旦その質問は飛ばさせていただきます。

よって、令和6年度に実施した歩道舗装調査の概要及び結果はどのような内容でしたか。

これで、壇上での質問を終わります。

○都市創造部長 令和6年度に実施した歩道舗装調査では、市内の歩道約58.4キロにおいて段差やクラック、隆起など主に平坦性に係る路面性状について調査いたしました。

実施した調査では、歩道の舗装の診断した区分を健全、表層機能保持段階及び修繕段階の3つに分類しており、最も損傷レベルが大きいことを示す修繕段階と診断された歩道については、全体の3.9%に当たる約2.3キロメートルであることが判明しております。

以上でございます。

○福岡憲宏 なるほど。修繕段階ですか、それが2.3キロあると。結構あるんですね。じゃあ、令和6年度の調査結果を踏まえて、歩道の舗装補修をどのように進めていくのか、教えてください。

○都市創造部長 令和6年度に実施した歩道舗装調査の結果を基に、修繕段階と診断された箇所については、当該歩道の状況について職員が現地で確認をさせていただき、路面性状や通学路として使用されているかなどの事情を考慮した上で、早急に対応が必要と思われる箇所から順番に修繕を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福岡憲宏 じゃあ、令和6年度に実施した歩道舗装調査の結果、令和7年度において歩道の舗装に係る修繕を予定している箇所、これ先ほども午前中に答弁があったと思いますので、それ以外の場所があれば具体的に教えてください。

○都市創造部長 午前中で答弁させていただきましたのは、高塚公園の東側の部分だけであつたと思うんですけども、今回の6年度に実施した歩道舗装調査の結果におきましては、真美ヶ丘地内の真美ヶ丘幹線の一部、それと高山台地区内において歩道の舗装に係る修繕を予定しておりますので、3か所の舗装の修繕の予定をさせていただいております。

以上でございます。

○福岡憲宏 これは、今後もいろいろ補修はしていつていただきたいなというふうに思います。

そして、この補修をしていくとなったら、気になるのが木の根っこ、これによって道路がたくさん傷んでいく、こういう状況が多分見受けられると思います。これも午前中に既に答弁があったかと思いますが、私が気になるのはかつらぎの道、これ私たち議員であつたりとか職員さんも香芝マラソンで結構走ったりしてるから、そして市民さんもすごく気になる、これも午前中に答弁があったので、もう答弁は構いませんが、かつらぎの道は全体的に補修をしていかなければならないと認識されてるということで、それは進めていただきたいなというふうに思います。

そして、午前中になかった部分でいうと、通学路というのはたくさんの補修が必要だとい

うふうに思っております。これは、調査に基づいて計画的に、さらに危険な場所においては速やかに補修を願いたいと思います。

じゃあ、この通学路の補修は今お願いしているとして、今度幅が狭い幅員についての項目に進まさせていただきます。

小学校の前の歩道というのは、ほぼ全ての児童・生徒がこう集まってくるわけですね。ほとんどの、子供たちによって通行量の多い状況になってます。だから、道路の傷んでるところは非常に多いんですが、その中で狭い道というところ、舗装以外に拡幅ということも問題になってくるかと思いますが、歩道の拡幅についてはどのようにお考えでしょうか。

○都市創造部長 歩道の設置や拡幅については、保育所等や小・中学校に接続する道路の間や交通量の多い通学路等において優先的に検討を加えており、用地が確保することのできる箇所については、速やかに事業化していく方針でございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 速やかに事業化していただけると、素晴らしいですね。

道路構造令における歩道の幅員、これ歩行者の多いところは3.5メートル以上、その他の道路は2メートル以上となっておりますよね。具体的な事例のお話をさせていただいて、真美ヶ丘西小学校の北側の歩道の幅員、これは1.8メートルという状態です。歩道の南側は、教育部の管理となっておりますよね。これめっちゃめっちゃ草が生い茂ってますよね。先日、たまたまですが、部長と小学校前でお会いさせていただきました、ニコニコあいさつ運動か何かのときに。あのときにもかなり草が生い茂ってました。子供たちが非常に通りにくい状況を見ていただいたかと思います。

さらに、これから梅雨の時期になって、雨で傘を差してとなると、あの幅、非常に狭いですよね。そうなったときに、道路を広げることは可能かどうかということなんですけども、さらにあっこ電信柱もあるから非常に狭いんですけども、教育部の土地があっこにあるわけですから、広げられるかどうか、拡幅できるかどうかというのは、可能性の話なんですけど、それはできるんでしょうか。誰が答弁するんでしょうかね。はい、お願いします。

○都市創造部長 真美ヶ丘西小学校北側の歩道につきましては、小学校から西側に教育委員会が管理する土地がございます。その一部分を有効に活用するなどして、児童が歩きやすいように歩道の拡幅についても現在検討しているところでございます。

以上です。

○福岡憲宏 ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

自治連合会の会で市長の発言なんですけども、グリーンベルトは通学路、安全対策とは違うんだと、用地の協力があれば道路拡幅をするというふうに発言されたと聞き及んでいます。大丈夫ですか。いや。質問してない、心配しただけです。はい、大丈夫です。

もともと用地の協力さえあれば進めたいというふうに発言されてるんで、これ教育部の管理地だと用地協力はスムーズですから、グリーンベルト以外の対策もぜひよろしく願いたいと思います。

また、旭ヶ丘自治会の集会所周辺、ここも道路拡幅をしていくと思います。自治会等から用地の協力等あれば、これ当然自治会長とかにご相談して、道路の拡幅等にご検討のほうをよろしくお願いいたします。

そして、この道路を拡幅していくと、当然ながら交通量が増えるおそれがありますよね。子供たちの安全のためのスムーズ横断歩道についての項目に移りたいと思います。

令和6年度に旭ヶ丘小学校の西側道路で計画していたスムーズ横断歩道は、どのような経緯で設置されなかったのかを教えてくださいませんか。

○都市創造部長 スムーズ横断歩道とは、横断歩道の手前に凸部を設置するなどして、通過車両の速度を抑制しようとするために設置される横断歩道でございます。

旭ヶ丘小学校西側道路において計画されていた箇所については、それを設置した場合において通過車両の乗り心地の低下、外部への不規則な騒音や振動、接続する道路において減速した車両が再び加速しようとする事による騒音や振動の発生、これらによる隣接する旭ヶ丘小学校における授業への影響、高齢者が運転するものをはじめとする自転車等の転倒の危険性などについて、一切の検討が行われてこなかったため、改めて検討を加えている状況でございます。

その結果、当該箇所は軽貨物車両等の車両の通行も頻繁にあり、騒音の大きさ自体は深刻なものではなくとも、不規則な騒音等の発生が児童の授業への集中を阻害することが考えられることなどから、凸部を設置するのではなく、法定の道路標識等を明確化するなどにより対応していくことが望ましいものと判断いたしました。

今後、凸部や狭窄部の設置など道路の通行に人為的に障害を与える施策については、安易に実施することではなく、それによる弊害などもよく検討して行うように都市創造部において施設の設置に関する手引を整備いたしております。

なお、令和6年10月に三橋市長から都市創造部に対して具体策を示して奈良県警察に協議するよう指示を受けておりましたが、都市創造部において……。

(9番福岡憲宏「質問以外」との声あり)

その指示を無視して放置してしまったので、具体的に警察に協議したのは令和7年6月となっております。ちょっと答弁が長くなり、申し訳ございませんでした。

○議長(筒井 寛) 理事者に申し上げます。

答弁は簡潔に、かつ質問の趣旨に対し、簡潔明瞭、整理された必要な答弁を行ってください。よろしくお願いいたします。

はい、福岡議員。

○福岡憲宏 私が質問したのは、どういう経緯で設置されなくなったんですかっていうことをお聞きしていただけなんです。分かりますか。一切検討してなかった、騒音のことであつたり、安全性を検討してなかったという内容の趣旨がやめた経緯であつて、その後、今後の話はこうですよっていうのは、今部長がお話しされて、そして市長からこういう指示があつて警察と、それは私まだ今聞いているわけではなくてですね。できるだけ、質問にね、議長の

今おっしゃられたように、質問に答えていただくよう、よろしくお願いいたします。

じゃあ、今一切検討していなかったというご答弁をいただいたんですけども、なかなかそれは僕考えにくいなと思うんですけども、これ先輩議員からお預かりして、自治会のほうに多分配られた資料だと思うんですね。自治会には多分説明に行ってもらっしゃるわけなんですよ。自治会の方からヒアリングした資料も先輩から頂いたんですが、令和6年7月4日、まず自治会長のほうにご挨拶に行って、7月6日ではまたその自治会での会議がなされたみたいです。また、令和6年8月5日では、香芝市の提供された資料を添付して住民に周知したと書いてある。そして、令和6年9月7日、また班長会があつて、こうだと。令和6年10月に市役所より電話があり、スムーズ横断歩道の設置工事が中止となったという連絡があつたと。これ11月9日の話なんですけど、住民に資料を回覧して工事を実施する旨を伝えていたけど、市役所より中止した経緯がこのときに説明はなかったというふうにおっしゃってるんですね。

その後、多分あつたというのは私も把握はしていますが、何回も何回もこう自治会としては、こういうリスクがある、こういうことがあるというようなことは住民に対して説明をしたわけなんですけども、これ住民さんが勝手に作った資料じゃないですよ。この資料は、市役所のほうから住民さんにお渡しした資料ですね。学校前でスムーズ横断歩道がある、これ県内の写真だと思うんですが、ここについている資料を見させていただいたら、田原本であつたり、奈良市、奈良市、奈良市、郡山と。この段階では、こういうふうなところでスムーズ横断歩道が使われてるということなんですけど、一切検討がなかったっていうのは、それ事実なんですけど、すごく気になるんですけども、その一切検討がなかったっていうのは。じゃあ、これ検討せずに資料だけお渡しした、あとは住民見とけて、こういう形でお渡ししたんですか。

○都市創造部長 他市の事例については研究はさせていただきましたけども、その場所場所によって事情は違うのかなというふうに感じております。例えば、今回の部分につきましては小学校の横にあります。そういった部分での不規則な振動、騒音についての検討はしていなかったというのは事実でございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 なるほど。当然、場所によって違うというのは私も思います。じゃあ、国交省の道路交通安全研究室が作ったこの資料、これですね、これも市役所のほうから渡したんじゃないんですかね。私は、そう聞いてるんですけども、これ違いますか。

○都市創造部長 その資料については、市のほうからお渡ししています。それについては、たしか騒音はデシベルに対しての騒音だったと思うんですけど、私どもが懸念してるのは、そういったデシベルではなく、不規則な振動、騒音についての検討がなされていなかったということでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 じゃあ、一切検討してなかったわけではなくて、ここにも何かたくさん写真が

載ってますよね、写真が載ってて、自動車であったり、自転車であったり、軽貨物であったり、その動画サイトもついてるんですよ。ということは、それを見ればどういう動きになるか、どういう振動が来るか、その不規則なっていうのは分からないかもしれませんが、だからこういう感じで出てるから、一切検討せずに市民さんに渡したっていうのは、僕ちょっと納得いかないんですけどね。でも、部長がそうおっしゃるなら、一切検討せずに渡したというのであれば、今後検討するときはいろいろ研究していただいてやっていただいたらと思うんですけどもね。一切検討せずに資料渡すんですって。寂しいですね。

じゃあ、今騒音の話をしてしまったけども、危険性というふうな話ですよ。転倒とか、そういうふうな話もされてんのかなとは思うんですけども、私自身、別にスムーズ横断歩道だけにこだわってるわけではないんですよ。安全性さえ確保されたら、それは私よりも当然部長のほうがいろいろお詳しいでしょうし、警察と協議をしていただいて、いや、こっちのほうが安全性が高いよというのであれば、それをしていただいたらいいと思いますんで、そこにこだわってるわけではないので、安全対策ということをどうかよろしくお願いいたします。その安全対策は、しっかりと検討していただいてやればいいのかというふうに思います。

それでは、次の項目に行かせていただきます。

次は、街路樹のことなんですけども、本市については約40年ほど前から住宅開発、そして道路整備等に併せて街路樹を植林してきたというふうに思います。植栽から40年を超えると大木化、老木化が進んでいき、倒木、根がかりによる事故が発生するなど、市民生活に影響が顕在化してきました。この道路の植樹帯に樹木の老木化が目立つことなんですけど、どのように対策をしていってるんでしょうか。

○都市創造部長 樹木の枝葉の状況を確認させていただいて、枯れ木については伐採をさせていただいております。

以上でございます。

○福岡憲宏 じゃあ、伐採した後の植え替えですね、植樹帯の活用についてどのようなものがあるんでしょうか。

○都市創造部長 植樹帯内で樹枝を剪定して植え替えることや花壇とすることがございます。また、歩道幅員を確保する必要がある場合には植樹帯を撤去することがございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 じゃあ、活用する方法ですが、撤去だけなのか、もしくはまた新たに植え替えるのか、そういったことっていうのは地域などに確認をしていく、こういう認識でいいですか。

○都市創造部長 植樹帯の活用方法につきましては、地域の自治会などに確認や相談をした上で検討しております。

以上でございます。

○福岡憲宏 じゃあ、その相談とかなんですけど、あくまで自治会からこう言われてやって

いこうというよりは、むしろ市全体として、ここはこういうふうな感じにしていこうよって
いうふうなことをできるだけ市のほうから提案していただいて、自治会としてどうします
かっていうふうなことを投げかけていただいたほうが市全体のことになるのかなというふ
うに思います。

どうしても自治会の中だけだとアイデアがそこまで部長のように詳しくない可能性があ
りますんで、いろんなアイデアを伝えていただきたいなというふうに思います。

さて、次に行かさせていただきます。

次に、**自宅や駐車場前に出入りしやすいように道路に段差解消のための乗り上げブロッ
クを設置している、これはよく見かけるんですが、これは道路法の第43条の禁止行為に当た
るのでしょうか。**

○都市創造部長 道路に乗り上げるブロックを設置することにより、自転車やバイクの転
倒事故の原因となるおそれがあることや、道路の排水機能が低下する原因となることが考
えられることから、道路法第43条の禁止行為に該当すると認識しております。

以上でございます。

○福岡憲宏 じゃあ、どのように対策しているのかなんですが、広報紙で周知してるという
のは以前から知っている、記憶してるんですが、何か新しい方法とかは何かあるんでしょ
うか。

○都市創造部長 広報紙につきましては、昨年までは年1回という形でやらせていただい
てたんですけど、年2回にさせていただきます、乗り上げブロックを撤去すること及び段差を
解消するための切下げ工事の手續に関して周知もさせていただきます。乗り上げブ
ロックによる道路の排水機能が著しく低下しているような箇所などについては、設置者に
対して個別に指導を行うなどの対応も行っております。

以上でございます。

○福岡憲宏 ちょっと聞き取りにくかったんですが、個別に対応するのは、どのような場合
のどこですか。すいません。

○都市創造部長 乗り上げブロックによる道路の排水機能が著しく低下しているような箇
所などについて、設置者に対して個別に指導を行うなどの対応を行っております。

以上です。

○福岡憲宏 失礼しました。先ほどのスムーズ横断歩道、国交省が認めているこんな感じの
横断歩道、これに関しては転倒リスクというのを気にして、それも一つの要因としてやめた
理由だというふうに先ほどはお聞きしたんですが、今回のこの段差ブロックに関しては、排
水機能ですか、排水機能に関しては個別には話をしていくけど、転倒リスクっていうことも
当然考えられることですよね。転倒リスクがあるから、これは危ないんだっていうふうなこ
と、これは法律からすると、個別にちゃんと言っていかなければならない事案の一つかなと
いうふうに思うんですけど、今排水だけっておっしゃってましたけど、これ今後ですけど
も、これから回るときには危ない箇所というふうなこと、先ほどの答弁の中やったかな、老

人でしたっけ、高齢者が運転する自転車等でスムーズ横断歩道は危険性があるんだというふうな話もあったかなと思うんですけど、それであればこの段差ブロックのほうが危険性は高いような気はするんですけどね。各地にたくさん置いてある。国交省が認めてるわけではない。国交省が認めてるやつに関しては、市として危ないからやめようって言うんだけど、民間が置いてるやつに関しては何も言わないというのは、ちょっと統一性があまりないので、しっかりとまたこれから検討していただいたらどうかなというふうに思います。

また、これが当然何件ぐらい言ったのかというふうなこと、これは今お聞きするわけじゃないんですけど、また決算のときにでもこれぐらいの数を行いましたよと、指導させていただきました。その結果、これぐらい改善できましたよというふうなことを報告できるものがあれば、また報告していただきたいなというふうに思います。

それでは、次、大問2問に行かさせていただきます。議長、よろしいでしょうか。いいですか。

「一般職員の働き方」

○福岡憲宏 では次、大問2問のほう、行かせていただきます。

市民から市役所は毎晩毎晩夜遅くまで電気がついていると。こんな夜遅くまで電気代もったいない、職員さんの体調は大丈夫なのと、数々のご心配の問合せが来ております。私もたまたま市役所前、夜22時過ぎ、通行して何度かそのような状況を目撃いたしました。この状況を把握されてるからこそ、本会議初日の行政報告にも残業、時間外労働について記載されてたんだと思いますが、休日出勤が多く、1か月の間、ほとんど休んでいないという職員がいるというふうな話も聞いております。

この半年間の間、1か月で一番休んでない職員っていうのは何日休んだんですか、教えてくださいませんか。

○市長公室次長 お答えいたします。

この令和7年5月におきましては、教育部の学校支援室で5日間の休みとしてございますが、正式に時間外勤務命令等のあったかどうかについては確認してございません。

以上でございます。

○福岡憲宏 半年間というお話をさせていただいたんですが、この半年間の間にその状況ですか。

○市長公室次長 失礼しました。先ほど答弁しましたのは、7年5月の1か月間でございました。直近の6か月の休日取得状況におきましては、一番最も少ない方で2日となっております。

以上でございます。

○福岡憲宏 1か月の間で2日間しか休んでいないという状況なんですよ。これ休日出勤を全てしてということでもんね。コロナ禍や大規模災害でもない状況、そんな状況でな

いのに休日が非常に少ない、これが香芝市の職員の現状であるということなんです。これは、皆さんにしっかりと知って把握していただきたいなというふうに思います。2日しか休んでない職員がいるんだということです。

ではまず、香芝市の時間外勤務の服務上の規程について教えていただけますでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項に、「任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる」とされてございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 先ほど、次長がおっしゃってた正規の承認がどうのこうのっていうふうな話は、今の服務規程に関しての話で、正規で登録されている、正規で承認されている分に関してこうだという、こういうことですかね。質問もしにくい状況なんですけど、正規の状態ですっきりと上司が承認した状態でその時間だということは、上司が承認していない時間はずっとあるかもしれないという意味で先ほど答弁されたのか、その辺の先ほどの答弁の真意がちょっとよく分からなかったんですけども。

○市長公室次長 お答えいたします。

先ほど申し上げました日数等につきましては、あくまでも取りまとめをしています人事課において、記録を基に集計したものでございます。先ほど答弁しましたように、正式に時間外勤務命令が行われたかどうかということに関しましては、確認をしてございません。

以上でございます。

○福岡憲宏 なるほど。その命令がなくて働いている可能性がある、というふうな感じで、あくまで出退勤の記録なのかな、ちょっと分からないですが、そういう時間で見たらそういうことっていうことですね。

ということは、例えばですが、上席の方が認めない場合があるということなんですよ、今の答えからすると。勝手にしているっていう、残業を勝手にしてて、上席の方が認めてないけどもしてる、ただ時間だけがこういうふうに延びてるんだという可能性がある、ということでもよろしいですね、はいかいいえなんですけども。

○議長（筒井 寛） 今のは質問ですね。

（9番福岡憲宏「はい」との声あり）

答弁をお願いします。

○市長公室次長 あくまでもこちらとしては把握してないというお答えだけになりますので、その辺のところの実質的な調査はできていないということでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 分かりました。

数字だけしか見てないんで、そういう可能性があるという、どちらかすら分からない。僕が最初にある程度ここに書いとけばよかったんですけど、時間だけお伺いしてたんで、すい

ません、分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、一般的なお話をさせていただくと、労働基準法の第36条というものの、これ36協定、民間では言うんですね。公務員でこの基準は適用外ということはもちろん知ってるんですけども、先ほどちらって話をしてたかな、災害とか、そういう場合、第33条の話ということではなくて、労働者、働いている職員さんの健康や福祉の向上という観点から、ある程度基準というのは守っていかなければならないと思うんですが、この第36条の規定適用等について教えていただけますでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

あくまでも法の条文でございますが、労働基準法第33条第3項は、「公務のために臨時の必要がある場合においては、官公署の事業に従事する地方公務員については、労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる」と規定してございます。そのため、香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項により、任命権者が時間外勤務を命ずることができるものとされておまして、労働基準法第36条に基づく協定は必要ございません。

一方で、非現業の官公署以外の官署に勤務する職員、下水道、保育所、収集センター、調理員につきましては労働基準法第33条第3項の規定がございませんので、少なくとも休日労働に関する規定、通称36協定といいますが、その協定が締結されていなければ労働時間を延長し、または休日に労働させることができないとされております。

以上でございます。

○福岡憲宏 なるほど。詳しい説明ありがとうございます。

今のお話からしたら、第33条の部分は分かりました。第36条に関して、結ぶ必要がないという法解釈も分かりました。結んではいけないというわけではないんですよね、多分。ですよ、多分。結んではいけないというわけではないという解釈には聞こえたんですけどもね。

時間外労働を結ぶ協定云々というより、私の真意として、時間外の労働を減らしたい、ここがポイントなんですよ。じゃあ、そのためには業務の改善、効率化というのを目指していかねばならないというふうに思いますと。

議会初日の市長の行政報告において、終礼を実施することとしているというふうにして改善点を伝えていただいております。この終礼自体は、いつから開始したんでしょうか。また、そういう指示書等があったのかを教えてください。

○市長公室次長 お答えいたします。

正規の勤務時間の終了の際の終礼は、時間外勤務の適正化を図ることを目的といたしまして、令和7年2月27日付の市長公室長による通達に基づいて実施してございます。この通達は、市長の名を受けて発出したものでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 令和7年2月27日なんですよ。私が夜遅くまで電気ついてるなってみてたんは、つい先日のことなんですけども、じゃあそれは当然終礼が終わった後も職員さんが頑張

ってたということなんですよ。

じゃあ、この行政報告にも記載してたということは、やはり市側としても時間外勤務が多いんだなというふうな状況、これを問題視したから改善していこうというふうなことかなというふうに思いますと。

緊急でやむを得ない場合とか災害、先ほどもおっしゃってましたが、災害とか、そういったとき以外は上司の承認が必要だということなんです、例えばですが、上司から夜中にメールや電話があって、すぐ対応しなければならない。これ緊急、やむを得ないものではなくてとなった場合、これは時間外勤務になるんじゃないのかなというふうに思うんですけどもね。まあ別に質問じゃないですけど、私はそう思ってるんですけど。

当然、公務員さんなんで、当然災害があったり、緊急性のことがある、こういうことはよく承知しております。でも、そうじゃなくても、当然上司の方が急に思い立って、こういうことをしなければならない、そういうことをメール、もしくは電話をする場合もあるでしょう。それにすぐ対応しなければならないってなったら、これは残業時間な気が私はするんですね、できるだけ緊急ではない場合は、例えばメールして、この対応は明日でいいですよとか、そういう心遣いというのは私は必要じゃないのかなというふうに思うわけなんですね。

時間外労働とすると、金額というのが増えていくと思いますと、賃金の部分ね。開示請求させてもらったら、こういう表だけが出てきたんで、これ自分なりに勉強したり、いろいろ教えていただいたら、100分の125って書いてあったり、100分の150って書いてあったり、100分の135って書いてあったりと。これって平日月曜日から金曜日まで、5時以降が125、さらに深夜、午後10時から午前5時が150と、こういうふうになってるんです。これを見ると、深夜のところは多分災害か何かがあったんだろうというふうに推測はされます。もしくは、選挙のときもあったかもしれません。

ただ、いろいろ自分なりに比較をしてみたんですが、令和6年度、これは1つの課だけなんで何とも言えないんですけども、一月当たり平均したら175時間の残業時間、休日出勤等がありました。参考までに令和5年度を比べてみると、一月113時間でした。コロナ中は比べにくいんで、コロナ前の令和元年を調べさせていただいたら、一月110でした。じゃあ、元年、コロナ前は110、そして令和5年は113、令和6年は175と。これ明らかに勤務時間、残業時間ですね、残業時間と言われる時間外勤務が増えているように私は感じております。

いろいろこれに対して開示請求等をさせていただいたんですが、なかなか教えていただけないような現状でした。ただ、先ほど質問したことには答弁していただいたので、その開示請求に関して教えていただかなかった部分に関しては、私なりには答えは出たかなというふうに思っております。

そして次に、だから時間短縮のために次飛ばさせていただきますが、時間外勤務手当が発生していない人、これだと残念ながらそれが分からないんですよ。あくまでベースとして時間外勤務が出ている人たちの表になりますんで、発生していない人の実態をお伺いしたいと思うんですが、では**管理監督職**というんですかね、課長級以上の方々、この人で勤務日

の午後5時半以降、休日であったり、そういった感じのそういった時間帯に執務している人たち、これは把握しているんでしょうか。また、把握している場合は、その時間数を教えてください。

○市長公室次長 お答えいたします。

管理監督職の職員の時間外勤務につきましては、直近の5か年では令和2年度は9,805時間、令和3年度は1万2,694時間、令和4年度は1万1,086時間、令和5年度は1万178時間、令和6年度は1万3,056時間でございます。あくまでも17時30分以降の退勤で計算してございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 コロナ禍の部分を除いたとしたら、令和5と令和6ということを検討してみると、結構増えているような感じがいたしますね。

じゃあ、その状態、職員の健康上の健康保持の観点から、どのように対策をされているのでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

時間外勤務は、必要に応じて実施しているものでございますので、極めて長時間にわたるなどの不適切な時間外勤務は行われていないと考えております。管理監督職の職員につきましても、非管理職と同様に正規の勤務時間内において終えるよう、不要な事務がないかどうかもう一度よく検討し、不要な事務がある場合には廃止するとともに、業務の効率化を図ることに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 なるほどね。不要な事務というふうな考え方の話を先ほどからされてるんですが、当然皆さん一生懸命今要る事務で頑張ってるんじゃないかなと思うんですよ。どうもその事務量、事務量というか、本人の仕事のキャパと事務量が合っていないんじゃないかなって、そんな気がするんですが、順番に従うと僕が順番間違ったんかもしれないんですけど、開示請求が先に来てしまってるので、開示請求のお話をちょっとさせていただくと、この開示請求の多さから、開示請求の回数が多いから時間外勤務が増えてるというふうに間違った解釈をされる方がたまにおられるんですよ。私自身、これここを調べさせていただきました。情報公開制度の運用状況というやつが載ってました。これを見ると、開示請求、令和6年度は129件、令和5年度は121件と。そんなに増えてないですよ。多分これ新聞の報道にも、新聞だったかな、ニュースの報道にも出されてましたよね、あまり変わりませんよということ。ということで、開示請求をしたからといって残業時間が増えたんだっていうふうな認識をされる方がおられたら、それは間違いだということをこの場でお話をさせていただきたいというふうに思います。

当然開示請求したから時間が増える、その可能性もあるかもしれません。ただし、見てたら不存在というのが結構多いんですよ。不存在が多いというのは、こちらが質問したことに対してそんな資料はないんだというふうなことで出されている、この存在が非常に多い

んです。私同じような開示請求を3回か4回したことがあります。それで、やっと出てきたということがあります。こちらの書き方が悪いと言われたらそうですが、何でこの場において、ここはこう書いたほうが請求できますよと。結果、出すんだったら、そういうふうにしていただいたほうが丁寧なのかなというふうに思うんですね。

ここに書いてある表現を読まさせていただくと、市政運営の内容を明らかにすることにより、市政に関して説明責任を果たそうとするものですというふうになっている。説明責任を果たす一つの方法として情報公開制度を運用してるんだというふうに広報で書かれてるなら、できれば丁寧に、ここはこうですよって。ないものは仕方がないです、そもそもね。でも、こう書いていただいたら出せるかもしれませんよってというふうな形のことをしていただいたほうが丁寧なのかなというふうに私自身は思いますと。

先ほど、きっちりと踏んでるかどうかは分かりませんが、服務規程としてはこのような形になって、上司の命令があって初めて残業していくと、こういうふうに書いてました。残業量、残務量ですか、平準化、適正化、業務量ができてないということが皆さん自身、市自体がお認めになってるから、そうなるのかなというふうに思うんです。

開示請求をしてみると、他律的業務の指定に係る行政文書の開示、これを受けることができました。これを見ると、特定の課においてですが、同じ内容をコピーしたような形で、こういう理由で残業をしています、こういう理由で残業しています、こういう理由で残業していますというのが出てきます、毎月のように。毎月同じ文言、例えばその月にイベントがあって、それは時間がかかりました、そらそういうことでしょう。このときは選挙がありました、このときは議会がありました、そういう理由で残業というか、時間外勤務が増えるというのは当然分かるんですが、毎月同じ理由で出てくるっていうことは、まさにそこに人手不足というふうな感じ、平準化がされていないというふうに感じますし、先ほど2日しか休んでいない職員がいるということは、そこにばかり業務が集中し過ぎているということが考えられるんですが、平準化する方法について市はどのように対策をしているのでしょうか。

別に、市長はどんっとしてもらっていいですよ。

○市長（三橋和史） 先ほどから聞いてると、私に替わってから残業が多いかのようなことをおっしゃってますけれども、一部の部署において残業が偏っているというようなこと、これデータで見ると、恐らく保育幼稚園課なんですね。保育幼稚園課につきましては、これは香芝市立保育所の利用調整における過誤があったんですね。その決裁をされたのは、あなたじゃないですか。その後始末を職員が頑張ってやっていると。それを棚に上げて残業が多いというような指摘を先ほどからされてる、それは筋違いというものでございまして、当然平準化については取り組んでいきます。職員の能力も挙げて……。

（9番福岡憲宏「質問の意図がずれてますよ」との声あり）

取り組んでいくというような姿勢であります。

以上でございます。

（9番福岡憲宏「議長、質問の意図がずれてるんですけど」

との声あり)

○議長（筒井 寛） 質問の意図に、趣旨に合致した答弁をよろしくお願いします。

○福岡憲宏 すいません。保育課が残業してるのは、私知りませんでした。今市長が初めておっしゃったことなんで。

今、先ほどの答弁でそんな内容のこと出てました、出てないですよ。それは、市長が知ってる情報であって、それは僕が開示しようとしても開示してくれなかったわけじゃないですか、ですよ。

いやいやいや。開示されなかったでしょ。保育課が多いというふうなこと、いや、首振ってらっしゃるけど、保育課って、次長おっしゃいました、おっしゃってないですよ。突然そう言われたところで分からないですよ、市長。申し訳ないですけど。資料を調べようとして開示請求、その分に関して開示請求をしましたけど、1か月間ほったらかしでしたよ、教えてくれない。結果、不開示でした。それでも、今答弁していただいたんで、2日間の人もいるんだなというふうな話なんです。保育課かどうかなんか分からないんで、そう言われたところで私は分かりませんよ。それちょっとおかしい話ですけどね。

議長、どう思われるかはあれですが。不必要な発言はやめていただいでください。

○議長（筒井 寛） うんうん。まあ、市長も……。

○福岡憲宏 いやいや。そういった質問に答えて。

質問の答えじゃない部分は止めますよって、議長おっしゃったやないですか。おっしゃいましたよね、議長ね、そのように。

○福岡憲宏 だから、質問の趣旨に関係ないところは別に。そして、私は市長にどんっとしていただきたいというふうに言ってるんで、今も別に市長に答えていただく内容ではないと私は思ってます、実務の内容ですから、ここに、質問の答弁者に市長を抜いてるわけなんです。もっと何かトータル的に市の話として、こういうことをお聞きしたいというときには市長にもお伺いしますけど、今回はある程度実務の内容とかなんで、あまり方向性とかじゃなかったんで、副市長であつたりとか事務補助職員で対応できると思って、私自身は気を遣ってやらせたつもりなんですけども。

じゃあ、ごめんなさい、対策はしているということなんです、すいません、ちょっと聞こえなかったんで、対策の方法だけで構いません。次長で構いません、対策の方法だけでいいですよ。

○市長 先ほども答弁いたしましたが、平準化については実施をしていきます。一部に偏っている時間外勤務の実態があれば、ほかの職員に割り振っていくという考え方でございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 すなわち非常に残務、仕事が多いところやったら、その仕事は振って平準化していったら、こういう方法をしている。それでも、やはりこんだけ時間が増えてるということに関しましては、まだまだ対策が必要。そのために、市長の行政報告にあったように、

終礼をしたり、無駄な、無駄かどうか分かりませんが、できるだけ上司の確認を取ってやっていこうと、こういうふうなのをしてるということなんですね。

すいません、私が聞き取れなかったので、再度答弁をしますと言われても、私がかぶせただけのことから、それは申し訳ないです。

じゃあ次に、仕事の働き方ということで、適材適所というふうなところで、市長のコラムがございました。公務員である以上人事異動があると。当然それぞれの能力でしっかりと発揮されてるかどうか、自分のやりがいを持ってないとなかなか駄目だと。だから、自己申告制を用いて、そしてやっていこうと。市長自身は、苛酷や大変だと思われるようなところに異動する方々も結構多い。そういうのは頼もしく思っていると。直ちに当然希望に聞き入られるわけではないですが、職にやりがいを持っていただきたいと。当然すごくすてきなお話だと思います。

その中で、この申告者がどんなふうに異動できたのか。実際の結果ですよね。その割合について教えていただけますでしょうか、人数でもいいですけど。

○市長公室次長 お答えいたします。

希望どおりの異動となった職員の割合につきましては、約37%でございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 それは、すいません、何人中何ぼですかね。

○市長公室次長 お答えいたします。

33人中12名の実現でございました。

以上でございます。

○福岡憲宏 おお、いいじゃないですか。すばらしいことだと思います。何も全部批判してるわけじゃないんでね、すてきなことだと思います。

じゃあ、その離職の状況というふうに関してはどのように分析されているんでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

任期つきを除いた正規職員の退職者は合計で28名、これは令和7年3月末現在でございます。うち自己都合による退職は18名でございました。定年による退職者は10名でございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 そういった方々からお話とか、いろいろ聞いていただきたいなと思うんですけども、本当に自己都合なのか、ほかの理由があるのか、そういった分析はぜひしていただきたいなと思うんです。

というのは、先日奈良県庁のことがニュースになってましたが、県庁の職員の休職率、これが非常によくなってきたということで、心身の故障により休職している人たちが奈良県では減ってきたという話なんですけど、香芝市についてはどうなんですか。

○市長公室次長 お答えいたします。

令和7年6月1日現在におきまして、心身の故障による病気休職者数は12名でございま

す。

以上でございます。

○福岡憲宏 当然ですがいろんな理由があるかと思います。可能性として、職場での可能性、職場での体調不良という可能性が一番多いことになる、そうなのかなというふうに思います。

市長自身は、この適材適所というふうな形で職員のやる気を出そうということで、自分の希望をしっかりと聞いて、全部が行けるわけではないですけど、そこにやろうというふうに非常によいことをされてるというふうに思うんですが、当然職員からいろんな意見が出てくると思うんですが、それに対して、職場の環境ということに対して、例えば労働時間、残業時間が多くなっている理由は何だろうとか、例えば残務が多くなっている、人に集中し過ぎて、そういったことというのは現場の人が一番詳しいのかなというふうに思うんです。そういった人たちに対して、アンケートとかを取っていくのはどうなのかなというふうに思うんです。

じゃあ、そのアンケートってなると、やはり話題となってるパワハラというふうなことに関しましても、公表を前提としてアンケートを実施するべきだというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

ハラスメントに関しましては、様々な対応のものがございまして、上司から部下に対するもののほか、部下から上司に対するものや議員から職員に対するものなど複雑化してございます。実態把握の方法についても慎重に検討する必要があると考えております。

三橋市長の就任後、本市でもハラスメントに関するアンケートの実施を検討するよう指示を受けたところでございましたが、ハラスメントの調査の在り方によりましては、実質的に何ら問題のない職務上の言動につきましてもハラスメントである旨を安易に申告するなどの問題点も指摘されているところでございますので、現時点では一律にアンケート調査を実施する予定はございません。

以上でございます。

○福岡憲宏 今やたらハラスメントに対して特化していただいたんですが、私としては全体的に仕事を改善する方法として、こういう方法があるというふうな意味合いも込めて、さらにパワハラ等のアンケートも含めたらどうかというふうなことをお話をさせていただきました。

他市の状況を見ると、これあくまで誤解のないようにお話しさせていただきますけども、ほかの市で市長のハラスメント行為に対して、それが疑われるというふうな行為に関してたくさんの項目でありました。例えば、会議に多数の職員を無駄に同席させている、会議で嘲笑している、気に入らない意見にはため息とか恣意的な人員異動を繰り返していると。これは、あくまで疑い、この市がやってるアンケートなんで、別に香芝市とは直接関係があるわけではないんですが、このように市として取り組んでるところがあるわけなんですけども、

こういったことを含めて、今おっしゃったみたいにあくまで疑いなんです。实际的にハラメントに当たらないかもしれないし、何かその上司を陥れたらうということで、うそをつくとか、微妙なラインのことを言うてくる可能性はもちろんあると思いますけども、問題点というのはどこかにあると思うんで、アンケートの実施とか、検討したけどやめたっていうなら、副市長、もう一回検討してみたらどうですか。どうですか、副市長。1人だけしか、副市長は。

○議長（筒井 寛） いやいや。ちゃんと質問してくださいね。

しっかり当てて答弁してもらいますので。今のは質問ですか。答弁を必要とする質問ですね。

（9番福岡憲宏「はい。アンケートをするつもりではないでしょうか」との声あり）

はい。分かりました。じゃあ、座ってください。

はい、答弁。はい、三橋市長。

○市長 先ほど市長公室の次長が答弁したとおりでございます。

○福岡憲宏 三橋市長のお考えは分かりましたけど、三橋市長はいろんな人から意見を聞いて、この適材適所ってやってるわけですよ。職員のやる気を出したいというんであれば、僕は三橋市長はやりたいのかなと思ってたんですよ。今三橋市長から就任したときにはパワハラに関してアンケートしようかっていうふうな意思を持っていたのに、今変えちゃったんですか。何かすごく気になっちゃいますけどね。あくまで誤解ないように、そういう疑いがある、そういうふうなこと、別に三橋市長のことじゃないですよ。ほかの職員、上司のことに対してもそういうふうに使われてるというのは、不安じゃないのかなというふうに思ってます。

じゃあ、アンケートが無理であれば、ここにおっしゃってるみたいに、自己申告書っていうんですか、そういったふうな形式でどんどん出されたらいいんじゃないのかなというふうに思うんですよ。

たしか議員に対してアンケートっていうふうにはやってはりましたよね。結果、3日か4日しか回答期限がないようなアンケートをされてたと思うんですけど、あのアンケートで私が質問させていただいたら、あくまで協力的にお願いしてるだけだというふうにおっしゃってました。であれば、こちらからも職員さんに対して、あくまでお願いというふうなことで、申告書形式でもいいですよ、この内容で。

実際に今私のところもそうですし、先ほど議員さん、いろいろお話ししていると、いろんな投書であったりとかメールであったりとか、いろいろこの香芝市の職員間の問題点というのがたくさん届いてます。それを別に市長が知らないというのは気になるんですけど、知りたいんじゃないのかなと思って言ってるんですけども。まあ、市長が知りたくないというんであれば、それは仕方がないですけど。

ただ、私たち議員としては、職員さんの環境というのは、働いてる環境というのは、それ

はよくしていきたいなというふうに思いますんで、何かどんな形式でも構いませんし、ただその相手を陥れるような、そんな内容はやめていただきたいですけども、いろいろ相談はしていただきたいなというふうに思います。

一昨年ほど前、私が一般市民として市役所に用事があって各階を歩いていると、顔なじみの職員さんだけでなく、擦れ違う職員さんとかが気持ちよく笑顔で挨拶してくださいました。まるでデパートで働いているかの店員さんのごとく、皆さんが気持ちよく挨拶してくださいました。すてきな市役所だなと、これは僕は三橋市長の指導のおかげだというふうに思ってるわけなんです。この職員さんの笑顔が絶えないような、そういう職場環境を目指していく、それが市民サービスの向上になるんだ。適材適所にはそんなことが書いてあったと思います。そのためには、ぜひアンケートの実施、もしくはそれが無理だということであれば、私たち議員にいろいろ相談していただき、職場環境を皆さんでよくしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。